

京都市基本計画策定推進本部 第1回本部会議 次第

日時：平成21年7月10日（金）
午前10時00分～午前11時00分
場所：消防庁舎7階作戦室

1 市長訓示

2 京都市基本計画策定推進本部の体制及び基本計画の策定の進め方について

（配布資料）

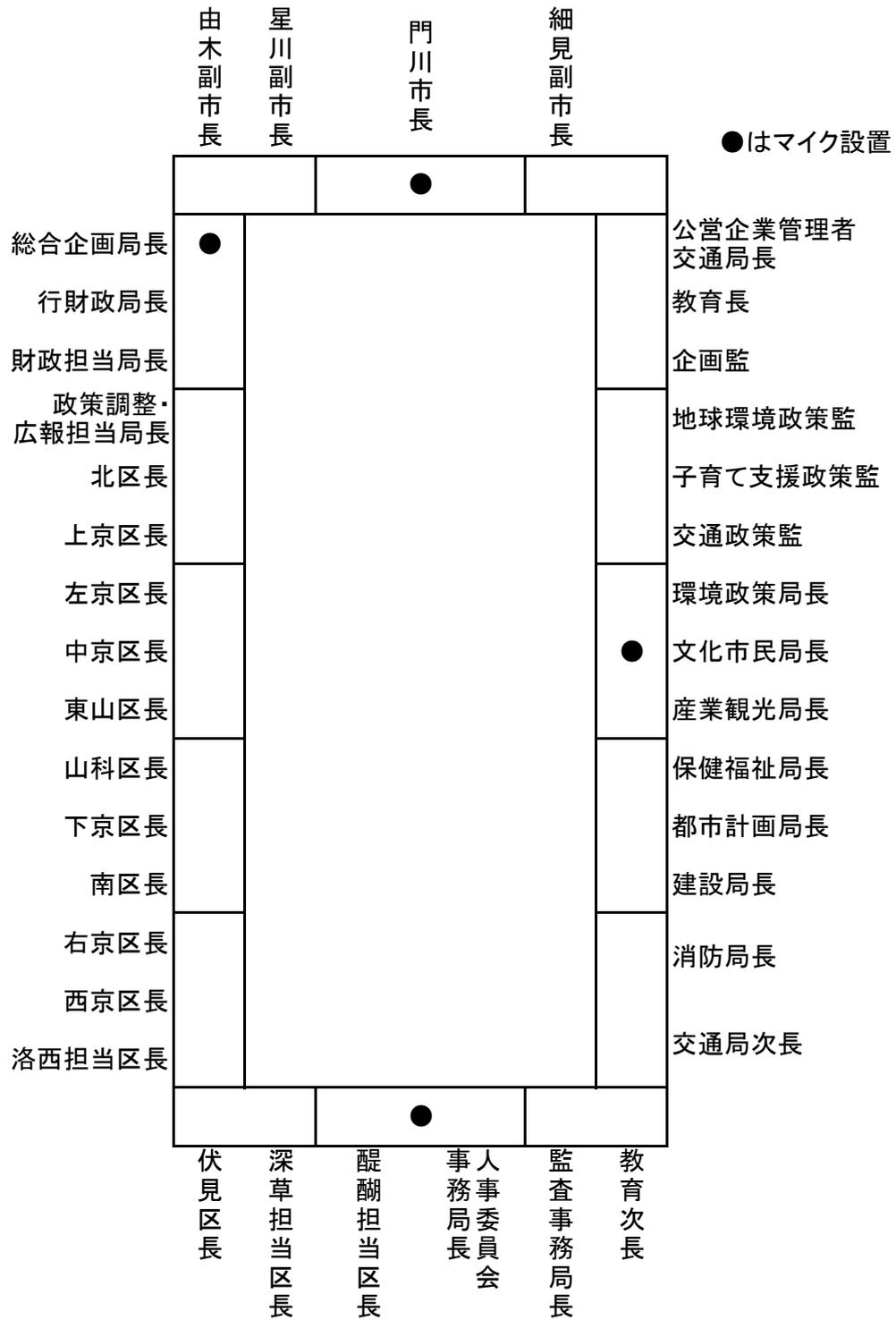
- ・ 次第
- ・ 京都市基本計画策定推進本部 本部会議 名簿
- ・ 配席図
- ・ 京都市基本計画策定推進本部設置要綱
- ・ 京都市基本計画策定推進本部の体制及び基本計画策定の進め方について

京都市基本計画策定推進本部 本部会議 名簿

| | 職 名 | 氏 名 |
|--------|---------------|-------|
| 本部長 | 市長 | 門川大作 |
| 副本部長 | 副市長 | 星川茂一 |
| | 副市長 | 細見吉郎 |
| | 副市長 | 由木文彦 |
| 本部長 | 公営企業管理者交通局長 | 葛西宗久 |
| | 公営企業管理者上下水道局長 | 西村京三 |
| | 教 育 長 | 高桑三男 |
| | 企 画 監 | 明石隆夫 |
| | 地球環境政策監 | 大島 仁 |
| | 人材活性化政策監 | 山添洋司 |
| | 子育て支援政策監 | 今井豊嗣 |
| | 交通政策監 | 水田雅博 |
| | 環境政策局長 | 坪内俊明 |
| | 行財政局長 | 中島康雄 |
| | 財政担当局長 | 川島 司 |
| | 総合企画局長 | 西村 隆 |
| | 政策調整・広報担当局長 | 塚本 稔 |
| | 文化市民局長 | 山岸吉和 |
| | 産業観光局長 | 森井保光 |
| | 保健福祉局長 | 浅野義孝 |
| | 都市計画局長 | 田辺真人 |
| | 建設局長 | 山崎糸治 |
| | 消防局長 | 三浦孝一 |
| | 交通局次長 | 出口博一 |
| | 上下水道局次長 | 太田達也 |
| | 教育次長 | 在田正秀 |
| | 選挙管理委員会事務局長 | 林田 秋 |
| | 監査事務局長 | 廣田吉昭 |
| | 人事委員会事務局長 | 笠松恒洋 |
| | 北 区 長 | 山内秀顯 |
| | 上京区長 | 北條和仁 |
| | 左京区長 | 山内 清 |
| | 中京区長 | 和田隆夫 |
| | 東山区長 | 荒木陽子 |
| | 山科区長 | 西出義幸 |
| | 下京区長 | 西川隆善 |
| | 南 区 長 | 岡山佳代子 |
| 右京区長 | 久保田敏和 | |
| 西京区長 | 古川幸隆 | |
| 洛西担当区長 | 水口重忠 | |
| 伏見区長 | 北島誠一 | |
| 深草担当区長 | 岡田秀人 | |
| 醍醐担当区長 | 田中行夫 | |

<京都市基本計画策定推進本部(本部会議)配席図>

平成21年7月10日(金)
午前10時00分～
於 消防庁舎7階作戦室



- (記者 席)
- (記者 席)
- (事務局 席)
- (事務局 席)

| <入口> |

京都市基本計画策定推進本部設置要綱

制定 平成21年7月10日

(目的及び設置)

第1条 京都市基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるもの（以下「基本計画」という。）を策定するに当たり、庁内での基本計画に係る徹底した議論を行うとともに、京都市基本計画審議会（以下「審議会」という。）の運営を円滑に行うための審議材料の作成のほか、審議会に提示する基本計画策定方針や審議会からの答申を受けた基本計画案の決定など庁内の意思形成を行うため、京都市基本計画策定推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 5 本部長に事故があるときは、京都市副市長事務担任規程に規定する新基本計画に関する事務を担当する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第4条 推進本部に、第1条に掲げる目的を円滑に遂行するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、総合企画局政策企画室長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、総合企画局政策企画室京都創生推進部長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、主宰する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、副幹事長及び幹事以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 8 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(代表会議)

第5条 幹事会に、第1条に掲げる目的のうち、主として審議会に置かれる委員会の審議に係る専門の事項を調査し、及び審議させるため、代表会議を置く。

- 2 代表会議は、幹事長、副幹事長及び別表第3に掲げる者をもって構成する。
- 3 代表会議の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、主宰する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、副幹事長及び別表第3に掲げる者以外のものを会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(分野別ワーキング)

第6条 本部長は、第1条に掲げる目的のうち、主として審議会に設置される部会の審議に係る専門の事項を調査し、及び審議させるため、幹事会に分野別ワーキングを置く。

2 分野別ワーキングは、別表第4に掲げる組織（以下「局等」という。）に所属する部長級及び課長級職員の中から、幹事会による協議を経て幹事長が指名する者で構成する。

(局別ワーキング)

第7条 局等の長は、各局等内での基本計画に係る徹底した議論を行い、分野別ワーキングの調査及び審議に資するため、局別ワーキングを置く。

2 局別ワーキングは、所属職員の中から局等の長が指名する者で構成する。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総合企画局において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、総合企画局長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日（平成21年7月10日）から実施する。

別表第1（第2条関係）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 企画監(2) 地球環境政策監(3) 人材活性化政策監(4) 子育て支援政策監(5) 交通政策監(6) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長、財政担当局長及び政策調整・広報担当局長(7) 区長及び担当区長(8) 消防局長(9) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者(10) 教育長(11) 選挙管理委員会事務局長(12) 監査事務局長(13) 人事委員会事務局長(14) 交通局次長(15) 上下水道局次長(16) 教育次長(17) 上記のほか、本部長が必要と認める本市関係職員 |
|--|

別表第2（第4条関係）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の庶務担当部の部長(2) 行財政局人事部長(3) 行財政局財政部長 |
|---|

- (4) 会計室長
- (5) 区役所及び区役所支所の区民部長
- (6) 消防局総務部長
- (7) 交通局企画総務部長
- (8) 上下水道局総務部長
- (9) 市会事務局次長
- (10) 教育委員会事務局総務部長
- (11) 選挙管理委員会事務局次長
- (12) 監査事務局次長
- (13) 人事委員会事務局次長
- (14) 上記のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

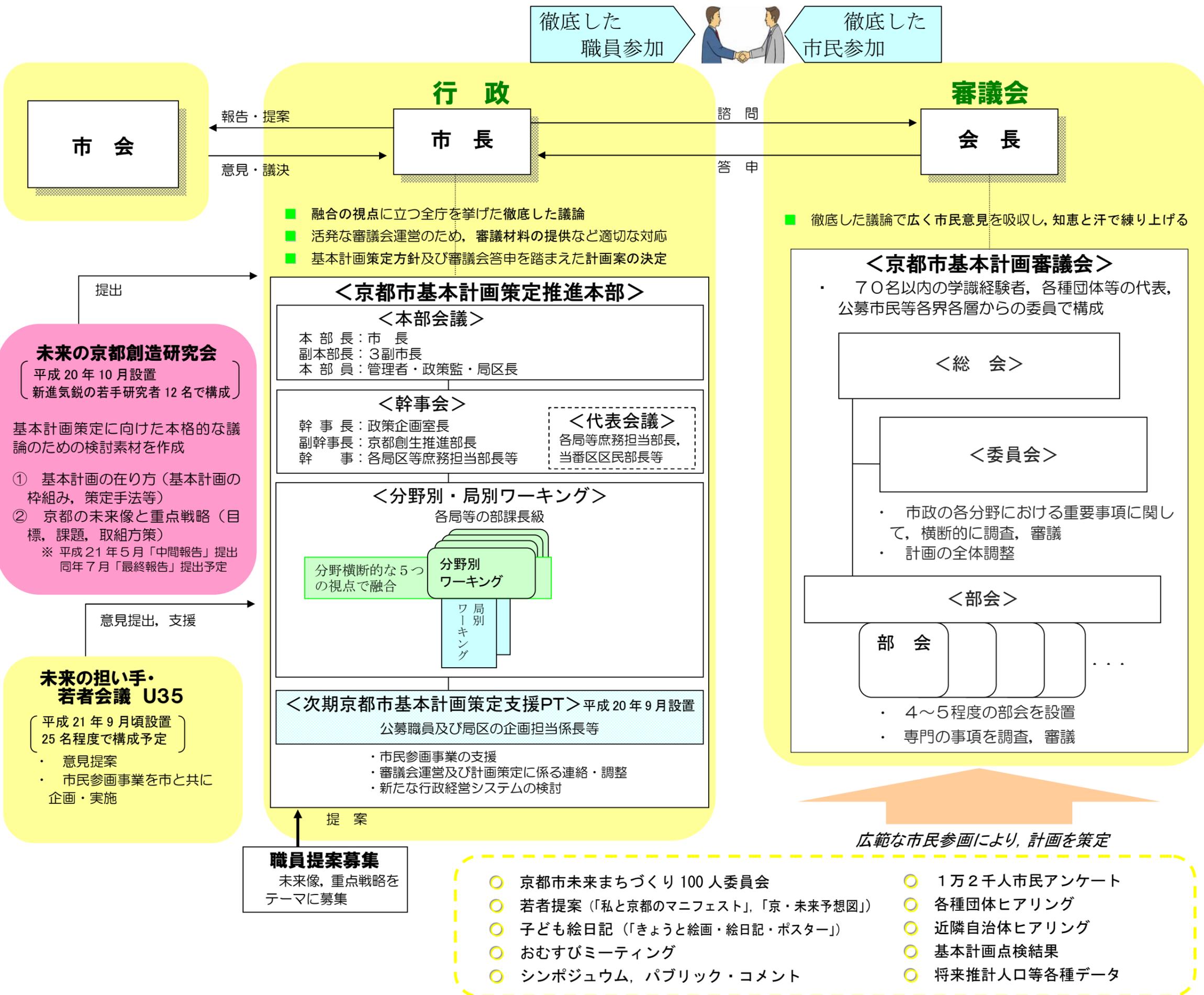
別表第3（第5条関係）

- (1) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の庶務担当部の部長
- (2) 行財政局人事部長
- (3) 行財政局財政部長
- (4) 区長会当番区区民部長
- (5) 消防局総務部長
- (6) 交通局企画総務部長
- (7) 上下水道局総務部長
- (8) 教育委員会事務局総務部長
- (9) 上記のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

別表第4（第6条関係）

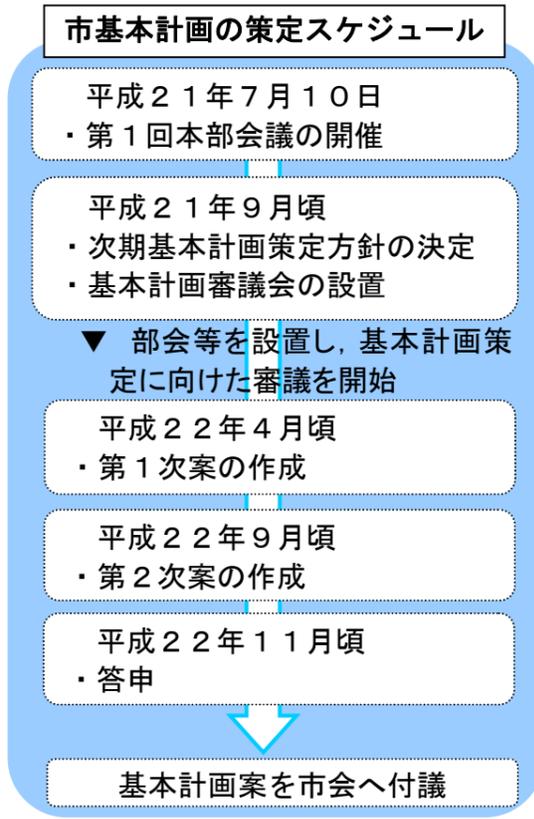
- (1) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局
- (2) 消防局
- (3) 交通局
- (4) 上下水道局
- (5) 教育委員会事務局

京都市基本計画策定推進本部の体制及び基本計画策定の進め方について



京都市基本計画とは

- まちづくりの方針を理念的に示す京都市基本構想のもと、今日的な社会経済情勢を踏まえ、今後10年間の京都の未来像と主要政策を明示する市政運営の基本となる計画
- 平成22年中に市会の議決を経て策定



各区基本計画の策定

- 基本構想に基づく各区の個性を生かした魅力ある地域づくりの指針となる計画
- 区基本計画策定委員会を設置し、平成22年度内に策定

- 広範な市民参画により、計画を策定**
- 京都市未来まちづくり100人委員会
 - 若者提案（「私と京都のマニフェスト」、「京・未来予想図」）
 - 子ども絵日記（「きょうと絵画・絵日記・ポスター」）
 - おむすびミーティング
 - シンポジウム、パブリック・コメント
 - 1万2千人市民アンケート
 - 各種団体ヒアリング
 - 近隣自治体ヒアリング
 - 基本計画点検結果
 - 将来推計人口等各種データ